

■グリーン化特例「軽課」に係る軽自動車税（種別割）の適用基準

軽課期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

※上記の軽課期間に最初の新規登録を行った車両が対象

軽課年度：新規登録の翌年度課税分のみ

区分	自家用		営業用		軽減率
	乗用	貨物	乗用	貨物	
電気自動車・燃料電池自動車・ プラグインハイブリッド車・ 天然ガス自動車 (あ)	○	—	—	—	75%
電気自動車・天然ガス自動車 (い)	—	○	○	○	75%
2030年度基準90%達成 (う)	—	—	○	—	50%
2030年度基準70%達成 (え)	—	—	○	—	25%